

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50 点)

【事実】

A国国籍を有するXは技術者として、20XX年、出入国管理及び難民認定法に基づき、在留期間を1年とする上陸許可を得て、日本に入国した。入国して1年が経過しようとした頃、Xは、引き続き日本に滞在し技術者として働く意思を有していたため、法務大臣Yに対して、1年間の在留期間の更新を申請したところ、当該申請は許可されなかった。Yは当該申請を許可しなかった理由として、Xが日本滞在中に、自身が信仰する新興宗教(以下、「本件宗教団体」)の宣伝活動をしたことを挙げた。その背景には、本件宗教団体は、その教義において、死後の世界で苦しむことのないよう、一定の状況下において、同じ時間、場所で集団自殺することを奨励しており、そのような教義は日本社会にとって有害であるとYは考えたことがあった。

Xは、Yによる当該申請の不許可処分は日本国憲法に反するとして、取消しを求めて出訴した。

【法令】

出入国管理及び難民認定法

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

(以下略)

【出題趣旨】

①外国人に日本に在留する権利があるのか否か、②外国人の基本的権利は、どのように保障されるのか、③本問のような信教の自由の行使が在留更新を許可しないことの理由になり得るのか、例えば、「違憲な条件の法理」との関係で論じているのか、④特に、本件不許可処分に対する司法審査のあり方など、総合的に判断する。

民法

次の各問に答えなさい。平成 29 年改正後の民法と改正前の民法のどちらに基づいて解答してもかまわない。ただし、改正前の民法により解答するときは、解答用紙の 1 行目に「改正前民法により解答する。」と記載し、問 1 と問 2 のいずれも改正前民法に基づいて解答しなければならない。(配点：50 点)

問 1 次の【事実】を読み、(1)(2)の問に答えよ。

【事実】平成 19 年 3 月 3 日、A は、甲地を B から買い受け、代金の一部を支払ってその引渡しを受けた。A への所有権移転登記は代金完済後にされることが約されたため、売買契約が結ばれた後も B が登記名義人のままであった。

(1) 【事実】の場合において、平成 27 年 3 月 10 日、B は、C に甲地を売却し、その登記も移転した。平成 30 年 4 月 1 日、C が A に甲地の明渡しを求めたところ、A は、甲地の所有権を時効により取得したことを理由に拒んだ。C の請求の可否を論ぜよ。

(2) 【事実】の場合において、平成 30 年 3 月 10 日、C は、B から甲地の買取りの打診を受け、現地に赴き、甲地の現況や周辺の調査をしたところ、A が遅くとも平成 21 年には甲地における居住を開始し、現在までそのまま甲地に住み続けているという事実を知った。そのうえで、C は、A が登記を備えていないことに目をつけ、A に甲地を高く買い取らせるため、相場の二十分の一の値段で B から甲地を買い受け、その登記を備えた。A が買取りの申し出に応じなかったため、平成 30 年 4 月 1 日、C は A に対して甲地の明渡しを求めた。その請求の可否を論ぜよ。

問 2 次の【事実】を読み、B が D の請求に応じる必要の有無を論ぜよ。

【事実】A は、工場の運転資金として 500 万円が急に必要となったため、平成 30 年 4 月 3 日、B に対して有する売買代金債権(金額：600 万円、弁済期日：平成 30 年 10 月 31 日)(以下、「本件債権」と呼ぶ)を C に売り渡し、C からその代金として 500 万円を受け取った。A は、C への本件債権の譲渡につき、4 月 3 日中に B に電話で伝え、また 4 月 3 日付の内容証明郵便による通知を B に発送し、この通知は 4 月 5 日午前 9 時に到達した。

他方で、A は、4 月 4 日、D に対して負っていた債務の弁済を D に迫られ、代物弁済として本件債権を D に譲渡することになった。A は、D への譲渡につき 4 月 4 日付の内容証明郵便による通知を B に発送し、この通知は同日午後 4 時に到達した。

平成 30 年 10 月 31 日午前、B は、C から本件債務の弁済を求められた。B は、D に譲渡したという通知の存在が気にはなったが、A から直接に聞いていた C に弁済して問題ないだろうとの判断から、これに応じたところ、同日午後に現れた D から、C への弁済は無効であり、自己に改めて弁済するよう求められた。

【出題趣旨】

問1は、取得時効と登記と呼ばれる問題に関する基本的な知識を問う。(2)については、さらに背信的悪意者排除論に関連付けた検討が期待される。また、問2は、債権譲渡の対抗要件(467条2項)に関する基本的な知識を問う。判例のルールによると、Cへの弁済は無効であり、この場合には、さらに478条の適用の可否が検討されることになろう。

刑法

次の【事実】について、甲及び乙の罪責を論じなさい。なお、過失犯及び特別法違反の点については論じる必要はない。（配点：50 点）

【事実】

甲（48 歳，男性）は，正規の職に就くことができず，生活が苦しかった。それでも，無類のカラオケ好きであり，ある日，どうしてもカラオケで歌が歌いたくなつたため，所持金がほぼゼロ円であるにもかかわらず，雑居ビルの 6 階に位置するカラオケ店 K へ入っていき，カウンターの店員 A に 3 時間のカラオケルームの使用を申し込んだ（K における客 1 名あたりの 1 室の使用料金は，1 時間 400 円であり，歌った曲数により追加の料金は加算されない）。A は，1 号室へ甲を案内した。部屋に入った甲は，早速，備えつけの機械を使って曲を歌い始めた。甲は，歌っているうちについ気が大きくなり，部屋に備えつけの電話を使ってカウンターにいる A に連絡し，1 本 500 円のビールを 3 本注文した。A は，すぐに 1 号室にビールを 3 本持参し，部屋のテーブルに置いて退室した。

2 時間 30 分後，時間いっぱいまでいると料金を支払わざるをえなくなると考えた甲は，そのまま料金を払わずに逃走するため，部屋を出て廊下を階段の方へ走って行き，A のいるカウンターの前を通過し，そのまま階段を駆け下りていった。これに気付いた A は，ビルの下でビラ配りをしている同僚の乙へ電話し，「中年の男が金を払わずに，階段から逃げた。捕まえてくれ。」などと伝えた。乙がビルの階段に目をやると，B（42 歳，男性）が走って降りてきたので，「こいつが A がいていたやつだ。」と思い，B の進路をふさいで，そのジャケットの袖を掴んだ。B は，上司から呼び戻されて急いで会社に戻ろうとしていたところを急に乙に掴まれたため，乙を振りほどこうとしつつさらに走り去ろうとした。そのため，乙は，この男を逃がすまいとより強く袖を掴んでいる手に力を入れ，自分の方へ引きつけたところ，ジャケットの袖口が破れて離れてしまい，その反動で乙も B も転倒してしまった。これにより B は，路面に頭部を強打し，後頭部に脳挫傷を負った。

そのときちょうど階段を駆け下りてビルから出てきた甲が，倒れている B に気付かずその頭部に足を引っかけて転倒したが，その際，甲の足が B の側頭部を強打したため，これにより B の側頭部が路面にたたきつけられる結果となり，側頭部に脳挫傷を負わせた。B は，死亡したが，それが後頭部の脳挫傷によるものか，それとも側頭部の脳挫傷によるものかは不明であった。

【出題趣旨】

甲については、いわゆる無銭飲食型の詐欺について、財物及び財産上の利益それぞれの客体を特定して犯罪の成否を検討し、罪数の処理ができることを問うものである。また、乙については、傷害罪または傷害致死罪のいずれの構成要件に該当するかを因果関係の判断により検討するとともに、Bに対する加害行為について正当防衛その他の違法阻却事由にあたる事実を誤認したものとして故意の存否の検討の必要性を考察させるものである。